

# 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

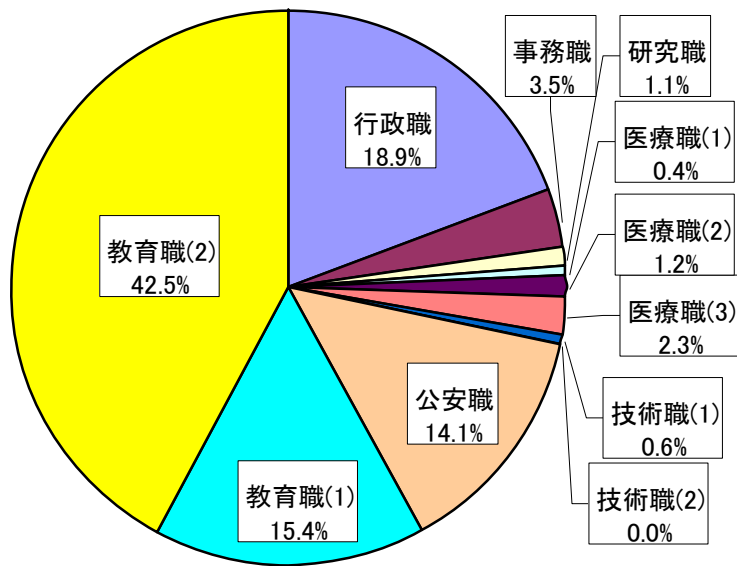
平成 24 年 10 月  
栃木県人事委員会

# 目 次

	ページ
① 給与勧告の対象職員 . . . . .	1
② 給与勧告の手順 . . . . .	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) . . . . .	3
④ 民間給与との較差 . . . . .	4
⑤ 昇給・昇格制度の改正 . . . . .	5
⑥ 職員(行政職員)モデル給与例 . . . . .	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係) . . . . .	7

# ① 給与勧告の対象職員

平成 24 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員で、再任用職員及び休職者等を除いた職員は 23,175 人（平均年齢は 43.5 歳）である。このうち、民間給与との比較を行っている行政職員（注）は、5,062 人（平均年齢 44.4 歳）、給与勧告対象職員の 21.8%となっている。また、教育職給料表適用職員が給与勧告対象職員の 57.9%と全体の半数以上を占めている。



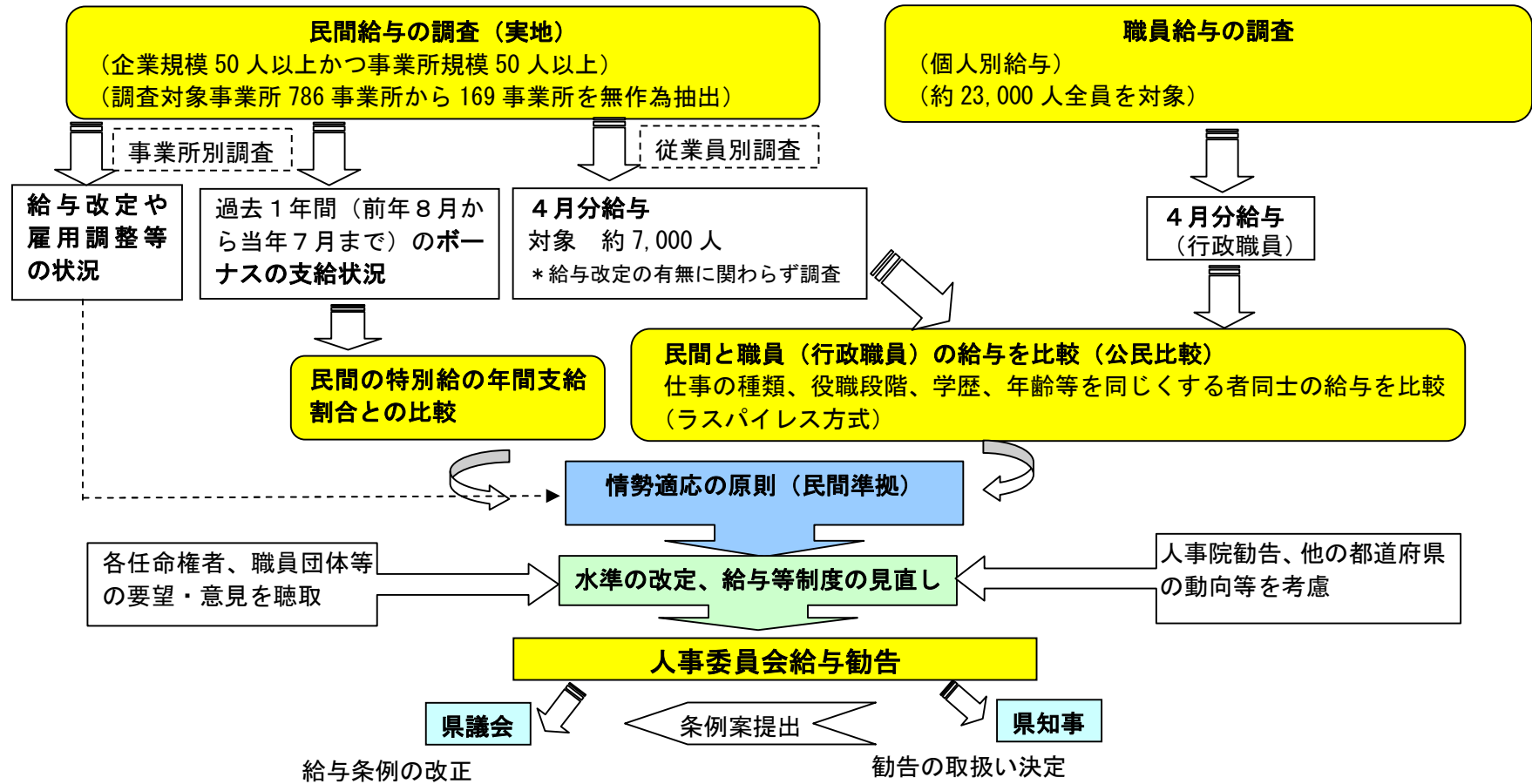
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,371	43.7
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	806	45.4
研究職給料表	研究員	268	41.1
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	91	46.6
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	279	40.2
医療職給料表(3)	保健師、看護師	547	38.1
技術職給料表(1)	学校栄養士	132	41.2
技術職給料表(2)	学校看護師	2	52.9
公安職給料表	警察官	3,271	38.5
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,563	44.4
教育職給料表(2)	小・中学校の教員	9,845	45.1
計		23,175	43.5

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び平成 24 年 4 月 1 日付け新規学卒の採用者を除いたもの

## ② 給与勧告の手順

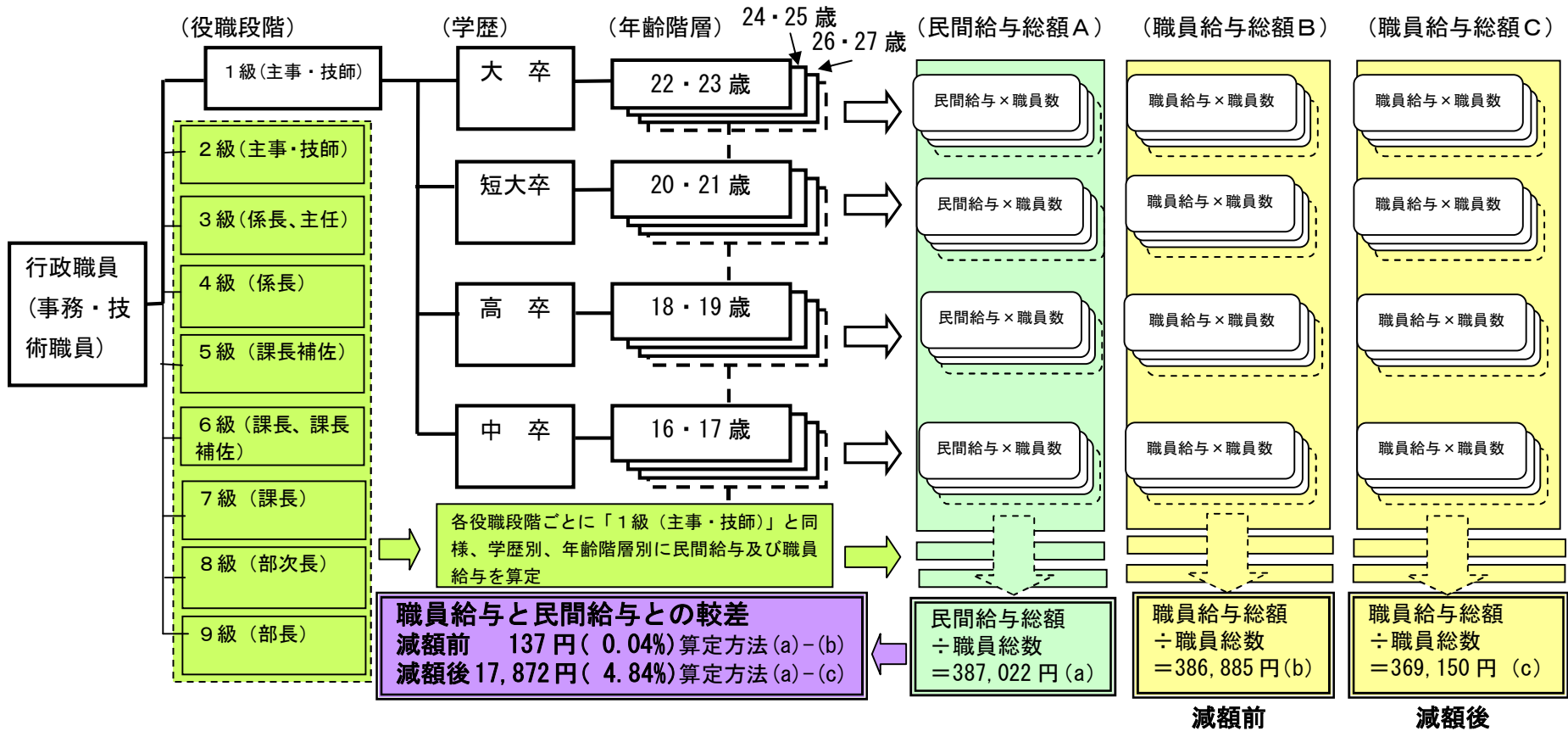
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### ③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

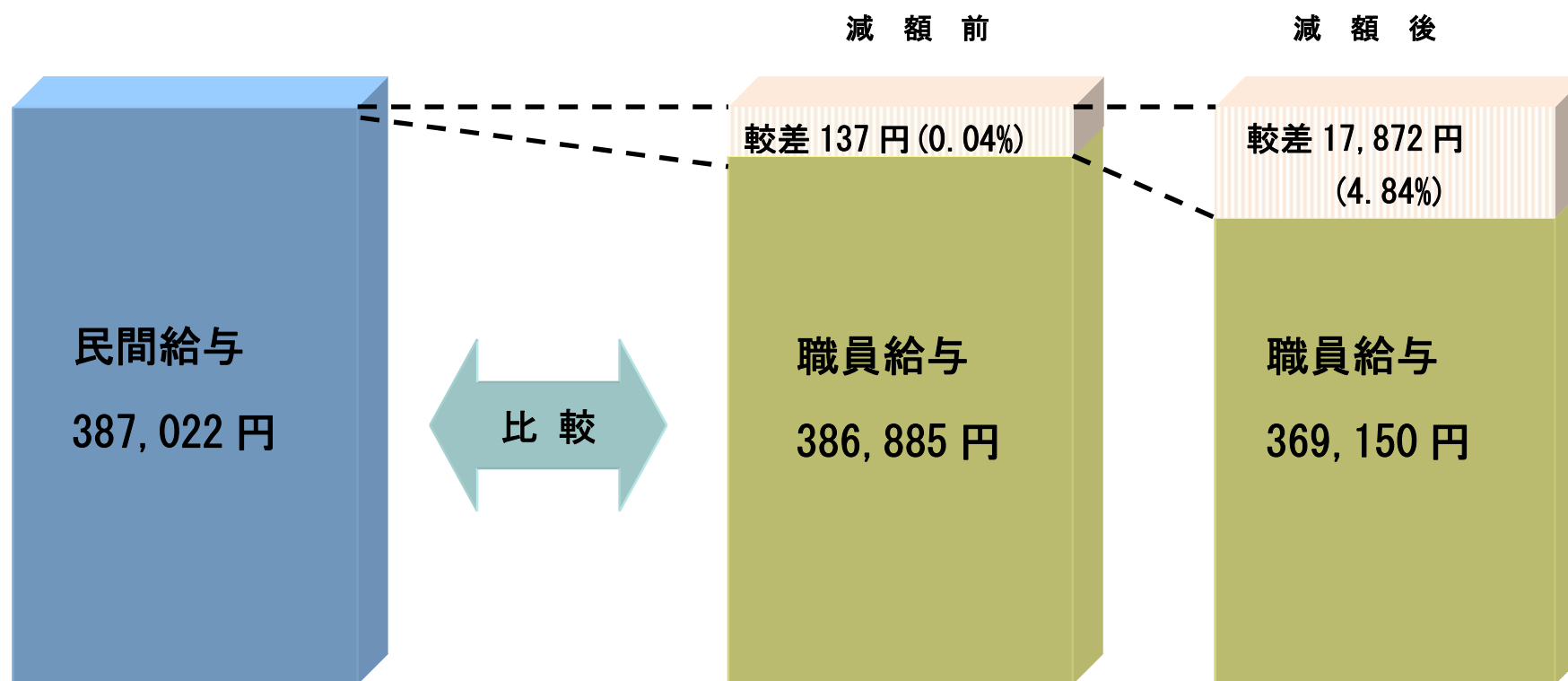
月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員の支給総額(給与減額支給措置による減額前(B)及び減額後(C))に比べてどの程度差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注) 「減額前」は職員の給与の特例に関する条例に基づく給与減額支給措置(全職員の給料の5%を減額)による減額前のもの。「減額後」は、同措置の適用後のものをいう。

#### ④ 民間給与との較差

職員の給与の特例に関する条例により、平成22年4月1日～平成25年3月31日の3年間、給与減額支給措置が講じられていることから、同条例に基づく給与減額支給措置による減額前と減額後の職員給与を把握した上で、民間給与との比較を行いました。その較差は、減額前は137円(0.04%)、減額後は17,872円(4.84%)でした。

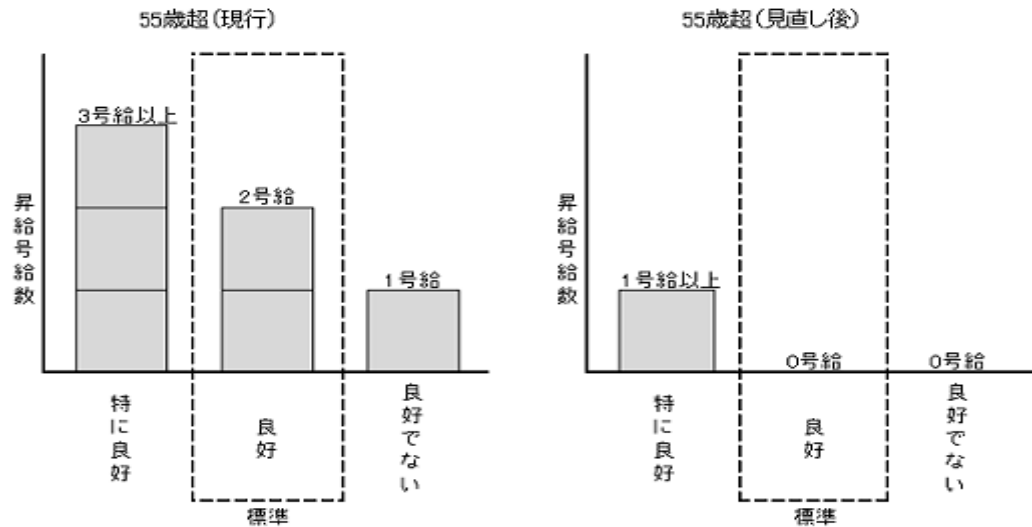


## ⑤ 昇給・昇格制度の改正

本年については、月例給及び特別給について改定はありません。他方、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、次のとおり昇給・昇格制度の改正を行うこととしました。

### 【昇給制度の改正】

55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しない。  
また、勤務成績が特に良好の場合の昇給号給数を現行より抑制。

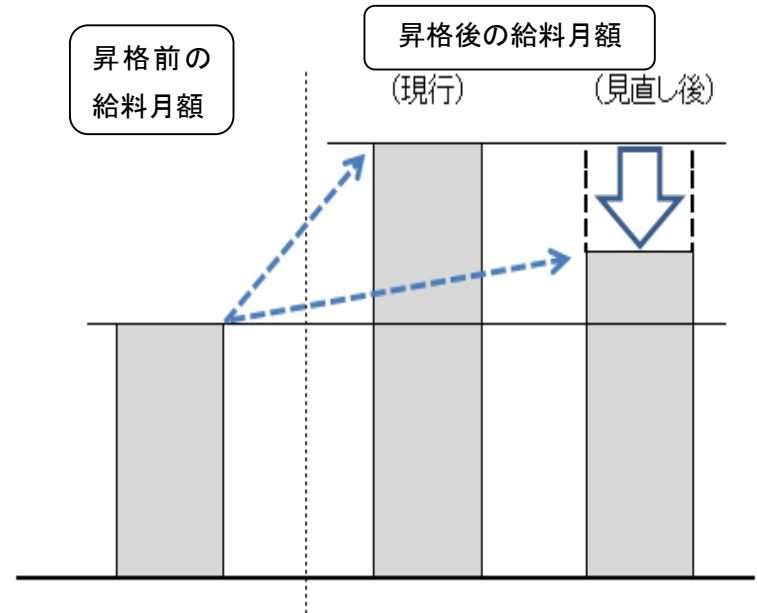


(参考) 昇給号給数一覧 ※一般の職員の例

昇給区分	特に良好	良好 (標準)	良好でない
55歳超職員 (現行)	3号給以上	2号給	1号給
55歳超職員 (見直し後)	1号給以上	0号給	0号給
一般職員	5号給以上	4号給	3号給以下

### 【昇格制度の改正】

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減。(昇格後の号給を現行より下位の号給に決定)



## ⑥ 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

役 職	年 齢	家 族 構 成	減 額 前		減 額 後		減額前と減額後の年間給与額の差
			月 額	年 間 給 与	月 額	年 間 給 与	
主 事	25 歳	独身	210,535	3,358,033	200,265	3,234,793	▲123,240
主 任	35 歳	配偶者、子1人	321,030	5,152,899	306,345	4,976,679	▲176,220
係 長	45 歳	配偶者、子2人	411,640	6,681,751	392,860	6,456,391	▲225,360
課長補佐	50 歳	配偶者、子2人	462,172	7,573,798	441,427	7,324,858	▲248,940
課 長	55 歳	配偶者	544,140	8,602,847	522,192	8,339,471	▲263,376
部 長	58 歳	配偶者	649,572	10,729,028	624,214	10,424,732	▲304,296
行政職員平均 (44.4 歳)			386,885	6,259,244	369,150	6,046,427	▲212,817

(注) 1 「減額前」は職員の給与の特例に関する条例に基づく給与減額支給措置(全職員の給料の5%を減額)による減額前のもの。「減額後」は、同措置の適用後のものをいう。

2 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当(2.5%)を基礎に算出  
(課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円))



## ⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職員関係）

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、ここ数年、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.25%	4.95月	▲0.30月	▲10.7万円	▲1.6%
平成12年	0.11%	4.75月	▲0.20月	▲7.5万円	▲1.1%
平成13年	0.05%	4.70月	▲0.05月	▲1.9万円	▲0.3%
平成14年	▲1.95%	4.65月	▲0.05月	▲15.9万円	▲2.3%
平成15年	▲1.06%	4.40月	▲0.25月	▲17.6万円	▲2.6%
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—	—
平成17年	▲0.35%	4.45月	0.05月	▲0.3万円	▲0.04%
平成18年	0.49%	4.45月	—	3.2万円	0.5%
平成19年	1.01%	4.50月	0.05月	8.7万円	1.3%
平成20年	0.38%	4.50月	—	2.6万円	0.4%
平成21年	▲0.26%	4.15月	▲0.35月	▲16.1万円	▲2.4%
平成22年	▲0.28%	3.95月	▲0.20月	▲10.0万円	▲1.6%
平成23年	▲0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注2)	3.95月	—	—	—

(注) 1 平成16年の公民の給与較差は0.01%。水準改定以外の勧告（寒冷地手当の引下げ改定等）あり。

2 平成24年の公民の給与較差は0.04%。水準改定以外の勧告（昇給制度の改正）あり。